

第3次

喜多方市男女共同 参画推進基本計画



平成 29 年 3 月

第3次 喜多方市男女共同参画 推進基本計画

目 次

第1章 計画策定の背景と基本的な考え方

1 計画策定の背景	2
2 基本的な考え方	5
(1) 計画策定の趣旨	5
(2) 計画の基本理念	6
(3) 計画の位置付け	7
(4) 計画の期間	7

第2章 計画の体系

男女共同参画社会の実現に向けて	10
-----------------------	----

第3章 施策の指針及び基本施策

施策の指針1 お互いを認めあう男女平等の意識づくり	12
【基本施策】(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習機会の充実 ..	14
【基本施策】(2) 固定的な役割分担意識の解消 及びより良い家族関係構築のための広報・啓発活動	16
【基本施策】(3) DV（ドメスティック・バイオレンス）防止などの 広報・啓発活動及び被害者の支援	17
【指針1に対する各主体の責務】	19
施策の指針2 あらゆる分野への男女共同参画を促進する環境づくり	20
【基本施策】(1) 行政の審議会等への共同参画の促進	22
【基本施策】(2) 事業所や地域活動における共同参画の促進	24
【基本施策】(3) 職業意識・能力の向上の支援	26
【基本施策】(4) 国際的理解と協力の促進	27
【指針2に対する各主体の責務】	28

施策の指針 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を 図る環境づくり……………	29
【基本施策】（1）男女が協力し合う家庭づくりの支援 ……………	32
【基本施策】（2）子育て支援の促進（女性活躍推進法 市町村推進計画）	34
【基本施策】（3）介護支援の促進（女性活躍推進法 市町村推進計画） …	35
【基本施策】（4）多様な働き方を支援する制度等の普及・定着の促進 （女性活躍推進法 市町村推進計画）……………	36
【指針 3 に対する各主体の責務】……………	38

施策の指針 4 生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり ……………	39
【基本施策】（1）地域活動への支援と参画の促進 ……………	41
【基本施策】（2）すべての人が安心して暮らせる環境の整備 ……………	42
【基本施策】（3）性別による身体的特徴を踏まえた 健康な心とからだづくりの支援 ……………	43
【基本施策】（4）妊娠・出産等に関する健康相談等の支援 ……………	44
【指針 4 に対する各主体の責務】……………	45

第 4 章 指標及び計画の推進

【1】指標 ……………	48
【2】実施計画書の作成と取り組み ……………	48
【3】計画の管理 ……………	48
【4】推進体制 ……………	49

第 5 章 資料編

○ 喜多方市男女共同参画推進条例 ……………	52
○ 喜多方市男女共同参画審議会規則 ……………	57
○ 喜多方市男女共同参画推進本部設置要綱 ……………	59
○ 男女共同参画社会基本法 ……………	63
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ……………	70
○ 第 3 次喜多方市男女共同参画推進基本計画の策定経過……………	81

● 第 1 章 ●

計画策定の背景と 基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 世界の動き

- 昭和 21 (1946) 年、国際連合（以下「国連」という。）に地位委員会が設置されて以来、国連などを中心にさまざまな女性の地位向上のための取組がはじまりました。
- 昭和 50 (1975) 年、国連は「国際婦人年」と定め、第 1 回世界女性会議（メキシコシティ）において「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」を採択し、国際婦人年に続く 10 年間（1976 ～ 1985 年）を「国連婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。
- 昭和 54 (1979) 年に、国連総会において「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）が採択され、「国連婦人の十年」の中間年にあたる昭和 55 (1980) 年に第 2 回世界女性会議において署名がなされました。この女性差別撤廃条約により、性差別撤廃という課題の実現に大きな歩みを促すことになりました。
- 昭和 60 (1985) 年の第 3 回世界女性会議（ナイロビ）において、「国連婦人の十年」に掲げられた目標達成のための努力を 2000 年に向けて継続していくことを確認し合い、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。
- 平成 7 (1995) 年の第 4 回世界女性会議（北京）において、女性の地位向上やエンパワーメント（個人としても、集団としても意思決定過程に参画し、自立的な力を付けて発揮すること。）などをさらに推進するための「北京宣言及び行動綱領」を採択しました。
- 平成 17 (2005) 年に第 49 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）、平成 22 (2010) 年に第 54 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）が行われ、「北京宣言及び行動綱領」の見直しや再確認などを盛り込んだ宣言文が採択されフォローアップが行われました。
- 平成 23 (2011) 年に、ジェンダー（性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたもの。）平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）として正式に発足しました。
- 平成 24 (2012) 年の第 56 回国連婦人の地位委員会、平成 26 (2014) の第 58 回国連婦人の地位委員会において、女性が防災、災害救援、復旧・復興において重要な役割を果たし、災害に対処する能力を強化するため「自然災害におけるジェ

ンダー平等と女性のエンパワメント」を採択しました。

- 平成 27（2015）年の第 3 回国連防災世界会議において「仙台防災枠組」を採択し、ステークホルダー（防災関係者）の役割として、市民社会、ボランティア、慈善組織、地域団体等に女性とその参加、女性の能力構築などが盛り込まれました。

（2）日本の動き

- 昭和 50（1975）年に「世界行動計画」を受け、「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」を策定しました。
- 昭和 60（1985）年、男女雇用機会均等法の制定や民法及び国籍法の改正など国内法を整備し、女子差別撤廃条約を批准しました。
- 昭和 62（1987）年にナイロビ将来戦略を受け、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。
- 平成 8（1996）年に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定、さらに、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を施行、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 平成 17（2005）年、平成 22（2010）年、平成 27（2015）年に男女共同参画基本計画を改定、現在は「第 4 次男女共同参画基本計画」に基づき施策を展開しています。

また、平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が公布・施行され、男女の人権が尊重され豊かで活力ある社会の実現を目指しています。

（3）福島県の動き

- 昭和 53（1978）年に青少年婦人課を設置し、昭和 58（1983）年に「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。
- 昭和 63（1988）年に「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画（改定版）」の見直しを行いました。
- 平成 6（1994）年に新しい行動計画として「ふくしま新世紀女性プラン」を策定しました。
- 平成 13（2001）年に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定、また、同年、県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設しました。
- 平成 14（2002）年に「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社

会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定、平成 17（2005）年、平成 21（2009）年に「ふくしま男女共同参画プラン」を改定しました。

- 平成 25（2013）年には、平成 23 年 3 月 11 日発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）及びその後の東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）の教訓を踏まえ、復興・防災の視点を取り入れるため、一部改定した計画に基づき施策を展開しています。

（４）喜多方市の取り組み

- 平成 11（1999）年 4 月 1 日（旧喜多方市）に市民生活部市民課に女性政策係を新設しました。6 月には喜多方市男女共同参画推進会議を設置し、市民 1000 人を対象に「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施しました。これを受けた推進会議は、「喜多方市男女共同参画計画に関する提言」をしました。
- この提言を受け、平成 12（2000）年 3 月に「蔵のまち 21・男女共生プラン」を策定しました。
- 平成 16（2004）年には、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めた喜多方市男女共同参画推進条例を制定し、同年 11 月には喜多方市男女共同参画審議会を設置し、関連施策の推進に関して基本的かつ総合的な施策について審議しました。
- 平成 18（2006）年 1 月、喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町及び高郷村が市町村合併し、新しい喜多方市が誕生しました。これと同時に、喜多方市男女共同参画推進条例を制定しました。
- 平成 19（2007）年 6 月、男女共同参画に関する施策展開の基礎資料とするため、意識調査及び事業所アンケートを実施しました。
- 平成 20（2008）年 3 月、「喜多方市男女共同参画基本計画」及び「実施計画」を策定しました。
- 平成 23（2011）年 9 月、市民及び事業所を対象に市民の意見や事業所の労働環境の実情を把握するため、アンケートを実施しました。
- 平成 25（2013）年 1 月には「第 2 次喜多方市男女共同参画推進基本計画」を策定し、以後、毎年度、実施計画に掲げた事業を実施するとともに進捗管理を行い、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。
- 平成 27（2015）10 月、「第 3 次喜多方市男女共同参画推進基本計画」を策定すべく、市民意識及び事業所アンケートを実施しました。

2 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市においては、平成 18 年の市町村合併と同時に「喜多方市男女共同参画推進条例」を制定し、「喜多方市男女共同参画基本計画（きたかた男女共生プラン）」を策定、平成 25 年 1 月には「第 2 次喜多方市男女共同参画推進基本計画」を策定し、その基本計画に基づく施策を推進してきました。

しかしながら、平成 27 年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査・事業所アンケート調査」によると、性別による固定的な役割分担意識が薄れてきているものの、依然として社会の様々な場面において、男女間に格差が見られるとの結果となっており、男女共同参画社会の実現のためには、さらなる努力が必要となっております。

男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりがこのことについて理解を深め、行政、市民、事業者及び市民団体がそれぞれの役割を担い、一体となって推進していくことが求められています。また、仕事と生活の調和を図り、誰もが生きがいを感じられる社会を創ることも重要です。

本計画は、このような状況のもと、現在の第 2 次基本計画が平成 28 年度に終期を迎えることから、第 2 次計画の基本的な考え方を継承しつつ、第 2 次計画の評価と検証を行い、男女共同参画をさらに推進するため、喜多方市男女共同参画推進条例に基づき平成 29 年度からの第 3 次基本計画を策定するものです。

また、平成 27 年 8 月に女性活躍推進法が成立し、本市における女性の職業生活における活躍を進めるための推進計画として、この計画の一部を「市町村推進計画」として位置付けします。

(2) 計画の基本理念

本計画は、喜多市男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念をもとに、男女共同参画の推進を図ります。

【個人の人権の尊重】

男女が、性別を理由に差別的取扱いを受けないこと、個人の個性及び能力を十分に発揮することができる機会が均等に確保されることその他の個人としての人権が尊重されること。

【多様な生き方の選択】

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができること。

【方針決定過程への共同参画】

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定等に共同して参画する機会が確保されること。

【家庭生活と他の社会生活の両立】

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とが両立できること。

【生涯にわたる心身の健康】

男女が、対等な関係の下に、互いの性別の違いによる身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の健康についての自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

【国際的理解と協調】

国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

（３）計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、喜多方市男女共同参画推進条例第 10 条に規定する市の基本計画として策定するものです。また、市の最上位計画である「喜多方市総合計画（2017 ～ 2026）きたかた活力推進プラン」の部門別計画です。

また、本計画の一部は女性活躍推進法に規定する「市町村推進計画」として位置付けます。

（４）計画の期間

本計画の計画期間は、平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度までの 10 年間とします。

なお、施策の成果や社会情勢の変化により、必要に応じて計画の見直しを図ります。

● 第 2 章 ●

計画の体系

男女共同参画社会の実現に向けて

施策の指針

1 お互いを認めあう男女
平等の意識づくり

2 あらゆる分野への男女
共同参画を促進する環
境づくり

3 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バラ
ンス)を図る環境づくり

4 生涯にわたり安心して
暮らせる社会づくり

基本施策

1 人権尊重と男女平等を推進する教育・学
習機会の充実

2 固定的な役割分担意識の解消及びより良
い家族関係構築のための広報・啓発活動

3 DV（ドメスティック・バイオレンス）防止
などの広報・啓発活動及び被害者の支援

1 行政の審議会等への共同参画の促進

2 事業所や地域活動における共同参画の促進

3 職業意識・能力の向上の支援

4 国際的理解と協力の促進

1 男女が協力し合う家庭づくりの支援

2 子育て支援の促進（女性活躍推進法 市町
村推進計画）

3 介護支援の促進（女性活躍推進法 市町村
推進計画）

4 多様な働き方を支援する制度等の普及・定着
の促進（女性活躍推進法 市町村推進計画）

1 地域活動への支援と参画の促進

2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

3 性別による身体的特徴を踏まえた健康な心
とからだづくりの支援

4 妊娠・出産等に関する健康相談等の支援

● 第3章 ●

施策の指針 及び基本施策

施策の指針 1 お互いを認めあう男女平等の意識づくり

目 標

男女がお互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮できる社会を目指します。

現状と課題

男女を問わず一人ひとりの個性が尊重され、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、人権尊重と男女平等についての意識の向上が重要です。

これまで市民の男女平等の意識向上を図るため、市広報や各種講座などによる取り組みは行っているものの、「不平等感」を持つ男女が半数以上となっていることから、更なる教育や学習の機会の確保と充実及び広報・啓発活動の強化が必要です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という従来からの考え方について、男女共同参画に関する市民意識調査（平成 27 年）（以下、「意識調査」という。）の結果を見ると、前回（平成 23 年）調査結果同様「同感しない」が多くなっており、固定的な役割分担意識に捉われない考え方が定着してきています。

一方、実際の家庭生活においては、家事の労働分担割合は女性が依然として高くなっており、就業している女性の場合は、特に負担が大きいことから、意識の醸成を図ることが必要です。

また、男女共同参画推進に関する事業所アンケート調査（平成 27 年）（以下、「事業所調査」という。）では、依然として女性の登用に課題があると認識されており、女性の登用環境の改善が必要との結果から、性別による固定的な役割分担意識の見直しのための環境づくりが必要です。

DV の相談については、啓発カードの設置場所をプライバシーが守られている市内スーパーのトイレ等に変更した結果、相談件数が増加傾向にありDVの顕在化に対しての成果が表れているため、今後はDV防止と相談体制の充実や被害者の保護及び自立支援にも力を入れる必要があります。

図1 「夫は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について
(意識調査より)

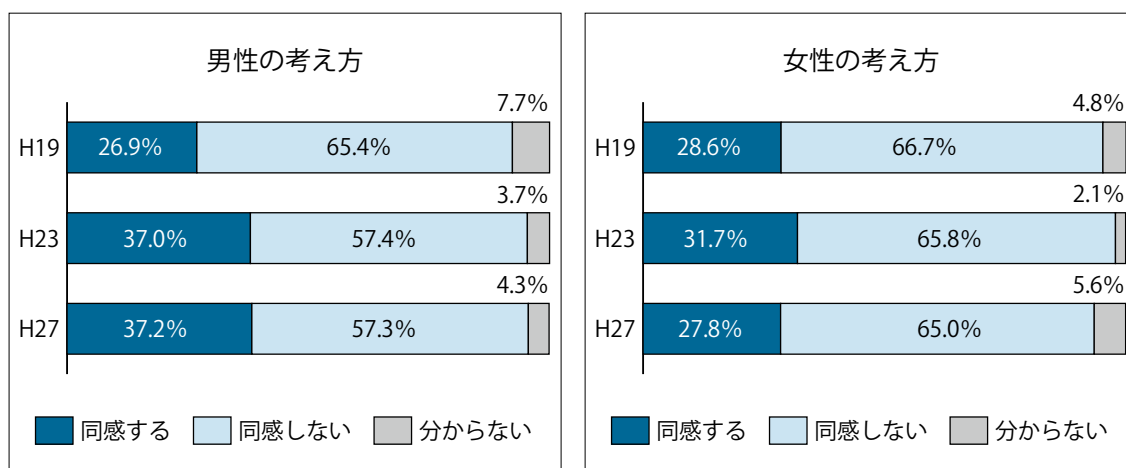
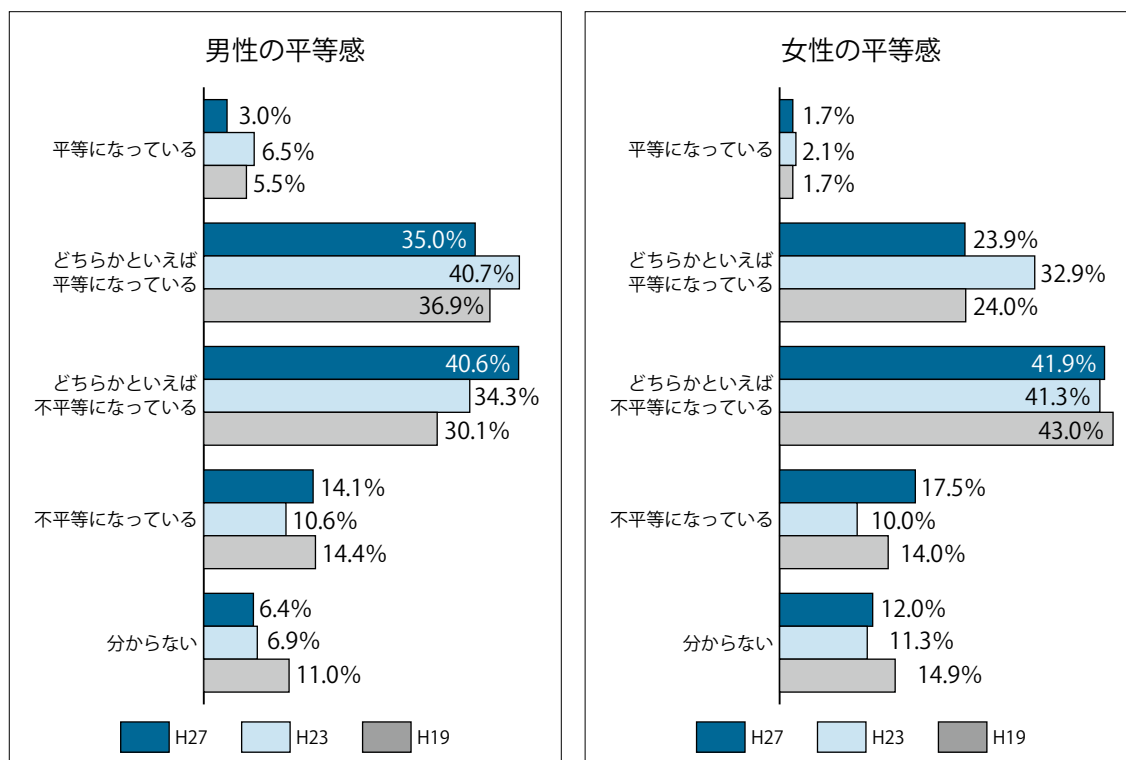


図2 「男女の平等感」に対する意識変化 (意識調査より)



基本施策

(1) 人権尊重と男女平等を推進する 教育・学習機会の充実

■ 施 策 ■

(1) 生涯学習等における学習機会の充実

- ① 男女平等意識の醸成を図るための学習機会の充実を図ります。

(2) 学校等における教育・学習機会の充実

- ① 「喜多方市人づくりの指針」※図3を基本とし、一人ひとりの多様な価値観や生き方を認め合う態度を育むため、人権教育や道德教育を充実させます。
- ② 学校教育において、男女平等に配慮し児童生徒が進学・就職などで男女の別なく幅広い選択ができるよう勤労観、職業観及び職能の基本的資質を育むキャリア教育※を充実させます。

※ キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

※図3 喜多方市人づくりの指針

～未来を^{ひら}く喜多方人～

家庭や地域社会、学校そして行政など、
関係機関においてその実現を目指す5つの努力目標

- 一つ 強い心・^{あいけい}愛敬の心など、豊かな心を持つ人になろう
- 一つ 命の大切さを知り、心身ともに健康な人になろう
- 一つ 郷土の自然や文化、歴史、伝統に誇りを持ち、より素晴らしい地域を創造する人になろう
- 一つ 社会の一員として人の道をわきまえ、良心に背くことのない人になろう
- 一つ 夢や目標に向けて何事にも挑戦し、世界に羽ばたく人になろう

これらのことを受け、
特に家庭教育における親（保護者）の役割を十分に踏まえ、
家族の絆を大事にしながら、健康で明るい家庭を築くよう努めよう

～なかよく たくましく 生きる～

- 人を思いやり ^{うやま}敬います
- 「こんにちは」「どうぞ」「ありがとう」を言います
- 勉強に^{はげ}励み 体を^{きた}鍛えます
- 人として^は恥ずかしい行いをしません
- 喜多方を^{ほこ}誇り 社会に役立ちます

わたしたちはくじけない強い心を持って目標に向かってやりぬきます

基本施策

(2) 固定的な役割分担意識の解消及びより 良い家族関係構築のための広報・啓発活動

■ 施 策 ■

(1) 人権尊重と固定的な役割分担意識の解消等に向けた広報・啓発活動

- ① 互いの人権を尊重し合い、相手に対し思いやる気持ちをつくるための啓発を行います。
- ② わたしたちの生活や人権を守っている様々な法や権利、制度についての周知を図り、人権に関する意識の向上を図ります。
- ③ 男女共同参画の推進に資する市民活動を支援し、男女平等意識の浸透を促進します。
- ④ 市内で行われている男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進事例として紹介し、市民の関心を高め意識啓発を図ります。

基本施策

(3) DV(ドメスティック・バイオレンス) 防止※ などの広報・啓発活動及び被害者の支援

■ 施 策 ■

(1) 男女間の暴力の防止

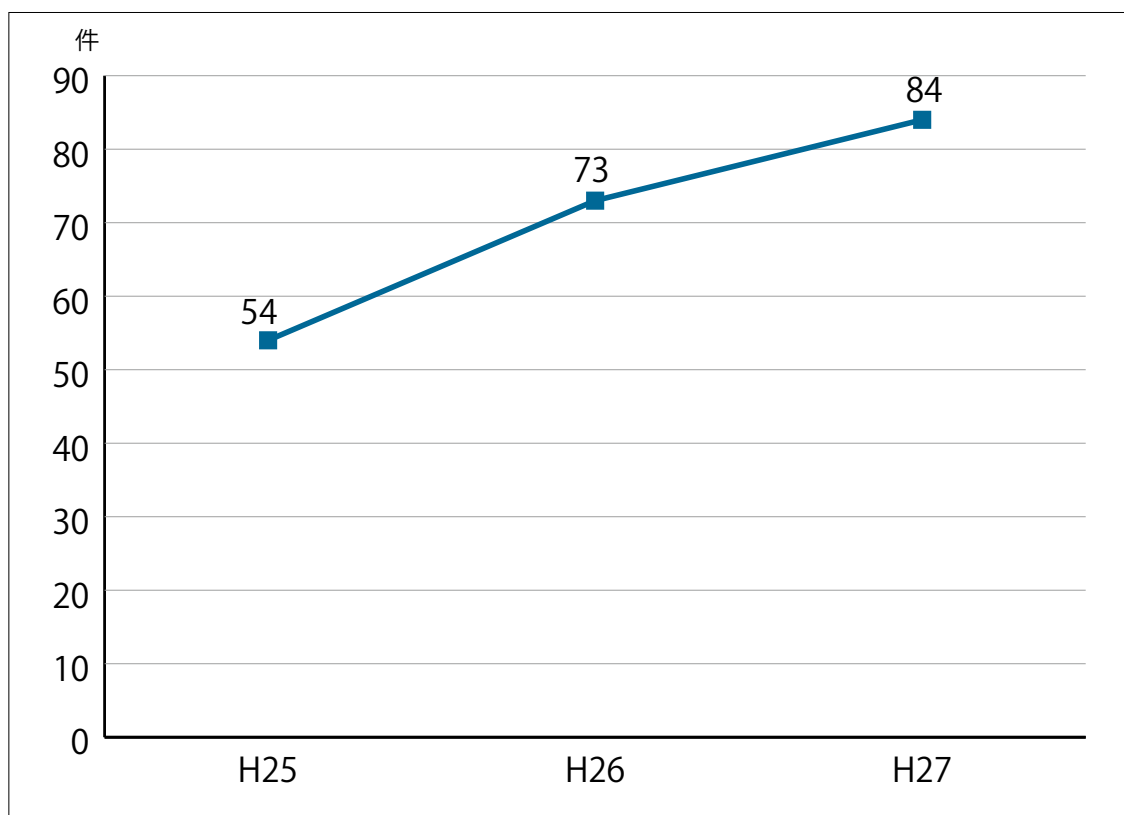
- ① 被害の潜在化を防ぐために、DVは重大な人権侵害であることを広く周知するとともに、職場・学校・地域などのあらゆる分野におけるセクシャル・ハラスメントの防止のための啓発を行います。
- ② 被害者が安心して相談できるよう、関係機関と連携し被害者が利用しやすい相談窓口の広報を行います。

(2) 被害者の保護や自立支援の促進

- ① 「配偶者暴力防止法」に基づき、関係機関と連携して保護命令制度の適切な運用の実現に努めます。
- ② 被害者の自立支援のため、関係機関と連携した就業の支援、住宅の確保、同居する子どもの就学等に関する情報の提供を行います。

※ 喜多方市ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画（平成 24 年 3 月策定）

図4 DV等相談件数の推移（施策の進捗状況より）



指針 1 に対する各主体の責務

【 市 民 】

- ・男女共同参画に関する講座や講演会などに積極的に参加しましょう。
- ・男女に不平等をもたらすような社会慣行やしきたりを改めましょう。
- ・セクハラ・DVなど、あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識をもちましょう。

【 事業者 】

- ・男女平等の意識を職場に浸透させましょう。
- ・職場において、男女の固定的な役割分担の意識がないか見直してみましょう。
- ・セクハラ・DVの防止に努め、相談体制を整備しましょう。

【 指針 1 】

お互いを認めあう
男女平等の意識づくり

【 市民団体 】※

- ・日頃の活動に男女共同参画の視点を盛り込んでみましょう。

※自治会、PTA、ボランティア団体等

【 市 】

- ・市広報や市の刊行物、ホームページなどで、男女共同参画に関する情報を分かりやすく提供します。
- ・市民が男女共同参画を学習する機会の充実を図ります。
- ・DV被害者が相談しやすい体制づくりに努め、被害者支援の充実を図ります。

施策の指針 2

あらゆる分野への 男女共同参画を促進する環境づくり

■ 目 標 ■

男女が、社会の対等な構成員としてお互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野への男女共同参画を促進する社会を目指します。

■ 現状と課題 ■

女性の社会進出は、徐々に進んできてはいるものの、あらゆる分野において進展があるとはいえない状況です。

政策・方針決定過程への女性の参画は、伸び率が鈍化しており、事業所調査の結果では、女性の係長相当職以上の管理職は前回調査（平成 23 年）と比較し、増加しているものの、役職が上がるにつれ、女性登用の割合が下がり女性登用に課題があると認識されています。このため、市が率先して市の審議会等委員へ女性を登用するとともに、事業所における部下の仕事と生活の調和に配慮する上司（イクボス）の普及等により、女性登用に対する意識改革を図る必要があります。

また、地域活動における女性の参加は依然として少ないため、女性人材の育成が必要です。

国際的理解と協力については、姉妹都市であるウィルソンビル市との交流により、国際理解と感覚を醸成しており、引き続き中・高生の派遣等を通じて、理解と感覚を養っていきます。

図1 審議会等における女性委員の割合（福島県男女共同参画推進状況年次報告書より）

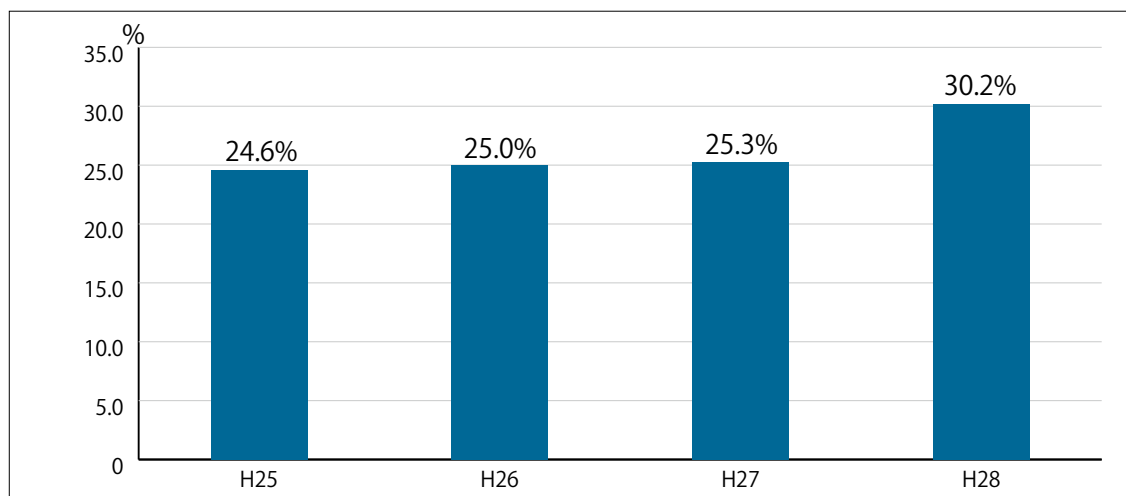


図2 事業所における女性登用の課題（事業所調査より）

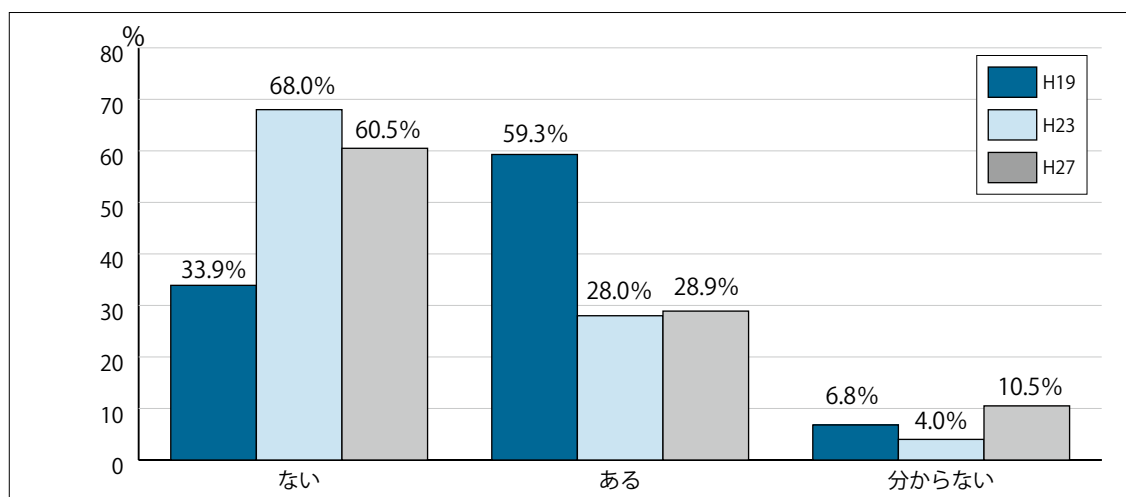
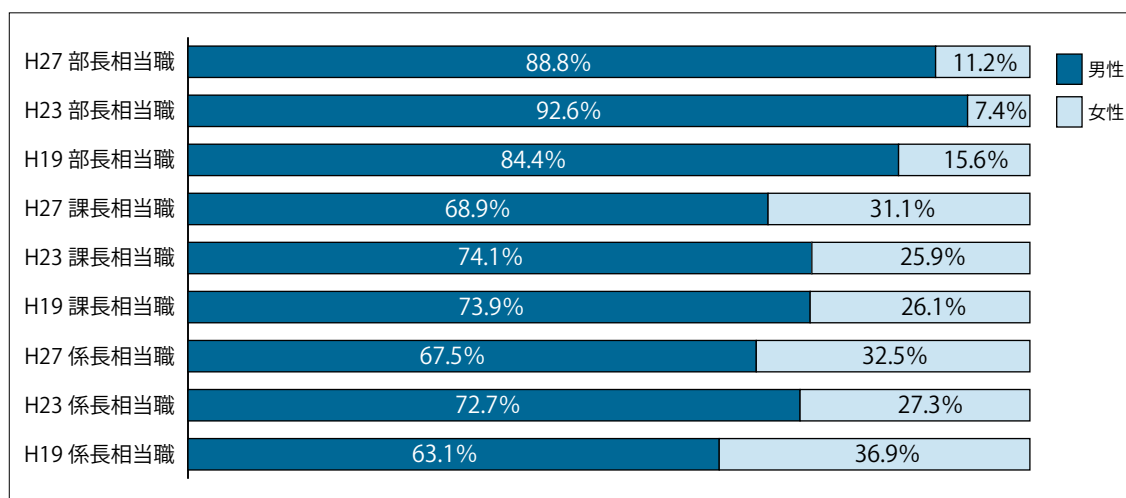


図3 事業所における男女別の管理職の割合（事業所調査より）



基本施策

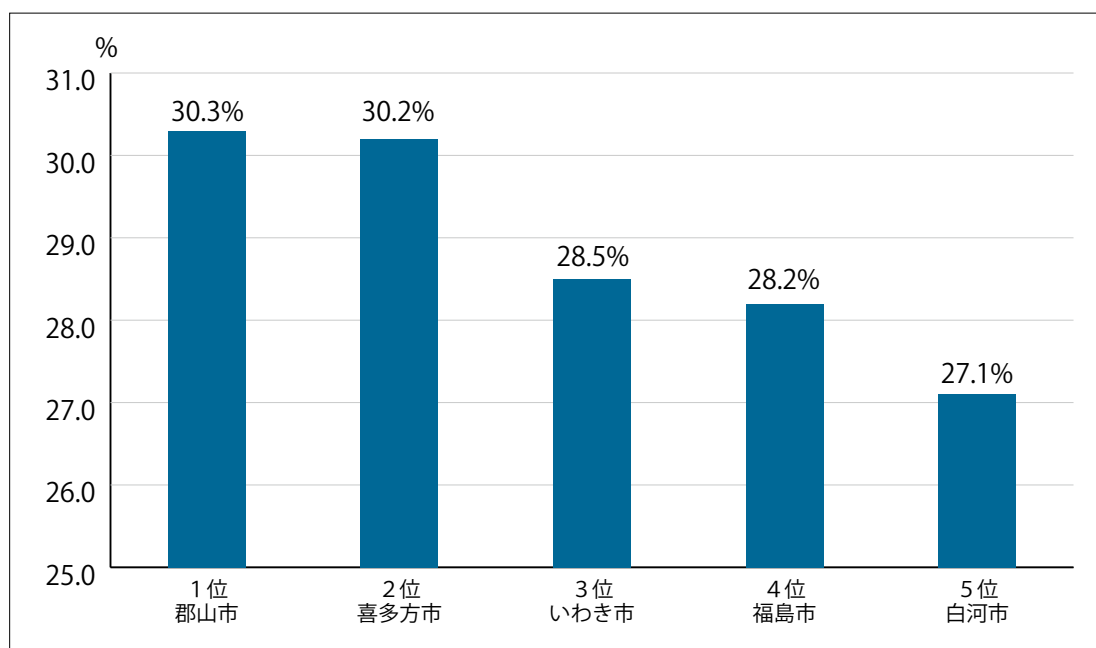
（１）行政の審議会等への共同参画の促進

■ 施 策 ■

（１）市の審議会等における女性委員の参画促進

- ① 市の審議会等における女性委員の割合を高め、登用状況を公表することにより、市民生活の意思決定における男女共同参画の必要性について、関係団体や市民等に理解を求めています。

図4 県内13市のうち、審議会等における女性委員の割合ベスト5
(平成28年4月1日現在、福島県男女共同参画推進状況年次報告書より)



基本施策

(2) 事業所や地域活動における 共同参画の促進

■ 施 策 ■

(1) 事業所や地域活動における意思決定過程への男女共同参画の促進

- ① 事業所で活躍できる女性の人材育成のための情報提供、ならびに部下の仕事と生活の調和に配慮する上司（イクボス）の普及を図ります。
- ② 町内会や PTA 等の各種団体で活躍できる女性人材育成のための情報を提供します。

ふくしま女性活躍応援宣言

本県が、東日本大震災と原子力災害からの復興を進め、厳しい人口減少に直面する中で地方創生を成し遂げるためには、県民一人ひとりが活躍できる社会づくりが不可欠であり、とりわけ、女性の力が重要です。

このため、私たちは、あらゆる分野で女性が活躍し、誰もが輝き笑顔あふれる「ふくしま」を目指して、次のことに一体となって取り組んでいくことを宣言します。

- 1 私たちは、女性が活躍できる環境づくりに向けた気運の醸成や、組織のトップをはじめとした意識改革に取り組めます。
- 2 私たちは、率先して女性の登用に努めるとともに、女性が自らの意欲を高め、能力を発揮できるよう取り組みを進めます。
- 3 私たちは、働き方全般を見直し、男性も女性も仕事と生活の調和が図られるよう、働きやすい環境づくりを進めます。

平成28年7月26日

ふくしま女性活躍応援会議

基本施策

(3) 職業意識・能力の向上の支援

■ 施 策 ■

(1) 職業意識・能力向上の取組の支援

- ① 関係団体等との連携を図りながら、意欲のある人が活躍できるためのステップアップや再就職、また、職業選択の幅が広がるよう職業訓練等チャレンジに対する支援を行うとともに、就労に役立つ技術や能力向上のための講座情報等を提供します。

(2) 女性の職業能力の向上

- ① 女性が能力を発揮しキャリアアップできるよう、関係機関と連携し、職業能力開発の支援を充実し、職業能力の向上を図ります。

基本施策 （４）国際的理解と協力の促進

■ 施 策 ■

（１）国際的理解と協力の促進

- ① 国際交流事業を推進し、市民の国際感覚の醸成に努めるとともに、男女共同参画の国際的動向に関する情報を提供します。

指針2に対する各主体の責務

【 市 民 】

- ・ 女性も審議会委員の公募などに積極的に応募しましょう。
- ・ 男女とも地域活動やセミナーなどの能力開発に積極的に取り組みましょう。
- ・ 国際交流のイベント等に積極的に参加しましょう。

【 事業者 】

- ・ 能力に応じ、女性の管理職を積極的に登用しましょう。
- ・ 地域活動や能力開発をしやすい職場環境に努めましょう。
- ・ 国際交流のイベント等に協力しましょう。

【 指針2 】

あらゆる分野への
男女共同参画を促進
する環境づくり

【 市民団体 】

- ・ 男女の意見をバランスよく反映させましょう。
- ・ 活躍できる女性の人材を育成しましょう。
- ・ 国際交流のイベント等に協力しましょう。

【 市 】

- ・ 審議会等の委員に女性を積極的に登用します。
- ・ 地域のイベントへの市民参加の呼びかけや能力開発のための学習機会の充実を図ります。
- ・ 市民の国際理解・協力の活動を支援します。

施策の指針 3

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) を図る環境づくり

■ 目 標 ■

男女が、仕事と生活（家庭、地域活動、自己啓発など）の調和が、自らの選択により実現可能な多様かつ柔軟な社会を目指します。

■ 現状と課題 ■

少子高齢化や人口減少などの大きな時代の変化の中、これまでの働き方のままでは、個人だけでなく、社会全体や個々の企業の持続可能性が確保できなくなる恐れがあるといわれており、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要な課題となっています。

意識調査では、労働環境においては労働時間の短縮や就業時間の柔軟性など働きやすい労働条件を求める意見が多いため、各種制度の利用及び導入を促進するとともに、取得しやすい職場環境づくりを働きかける必要があります。

「家事・育児」などの家庭内での分担についての意識調査では、女性の家事・育児分担は、依然として高いため育児に積極的に参加する男性（イクメン）の啓発など、家庭内での役割分担に対する意識変革が必要です。

子育て支援としては、児童クラブの受入拡大や幼保一体化などに取組んでおり、引き続き安心して働くための環境整備と子育て世代の負担軽減に努める必要があります。

高齢化による介護サービスの利用者数や介護需要が伸びている状況において、事業所の介護休業制度の導入は進んでいるものの、従業員の制度利用には至っていない状況であるため、介護サービスの充実を図るとともに、介護休業制度の利用を促進する必要があります。

図1 ワーク・ライフ・バランスのイメージ図

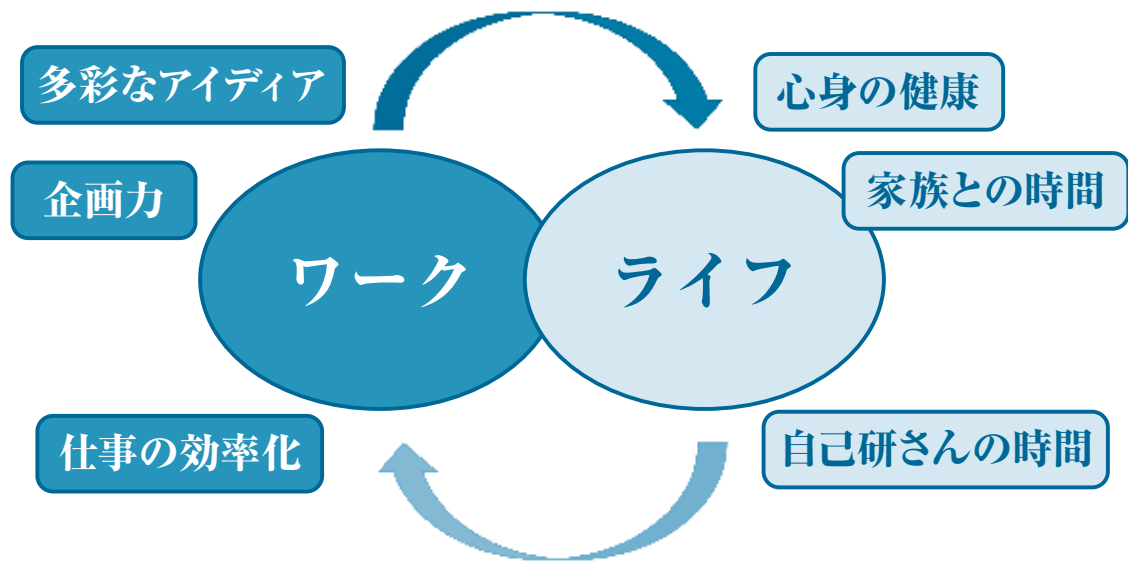
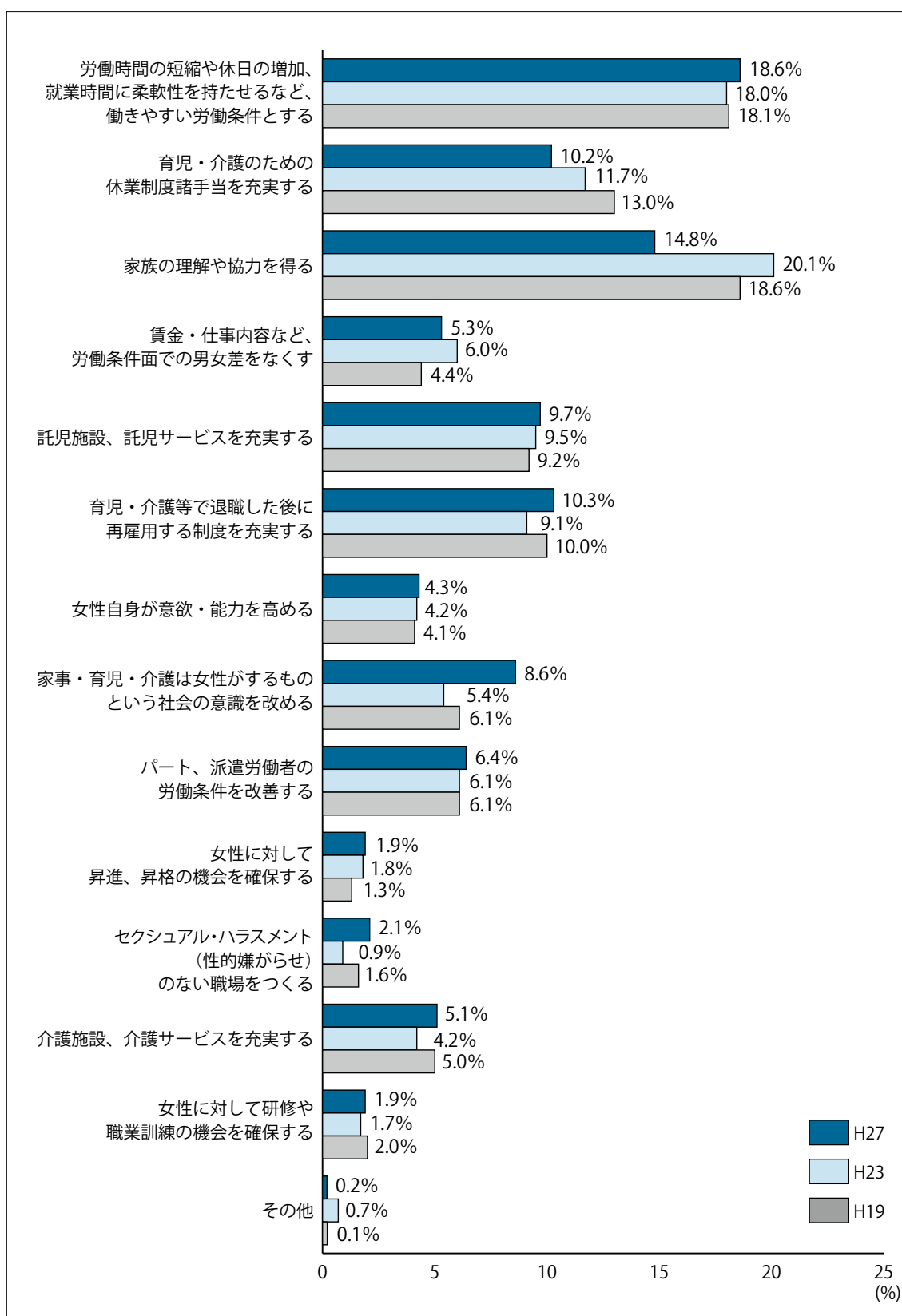


図2 女性が働き続けるために必要なこと（意識調査より）



基本施策

(1) 男女が協力し合う家庭づくりの支援

■ 施 策 ■

(1) 家事・育児・介護における男女共同参画の促進

- ① 「家事・育児・介護」は、男女の共同責任であることを啓発します。
- ② 育児に積極的に参加する男性（イクメン※）の啓発を行います。

※ イクメン：進んで育児休暇を取得するなど子育てを積極的に行う男性や、育児を楽しみ自らも成長しようとする男性、または将来的にそうありたいと考えている男性。

図3 男性・女性の家事分担割合（意識調査より）

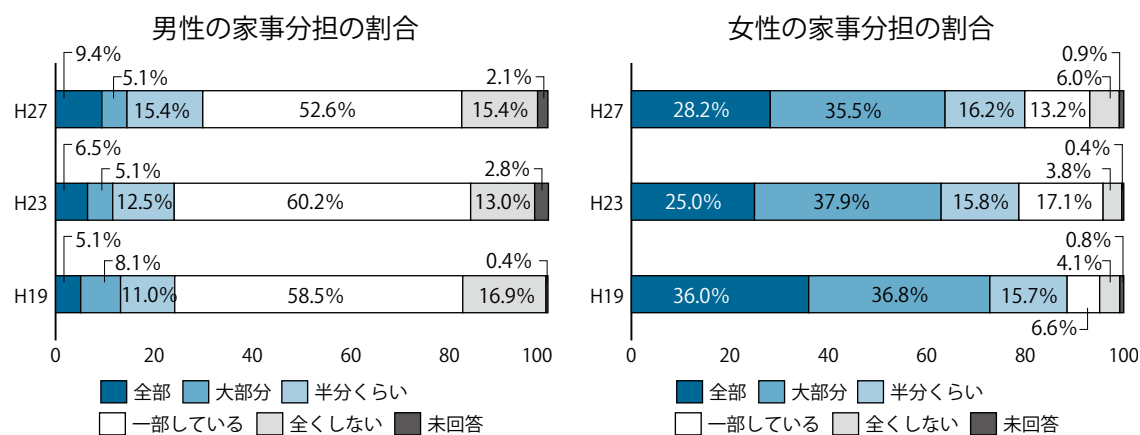


図4 男性・女性の育児分担割合（意識調査より）

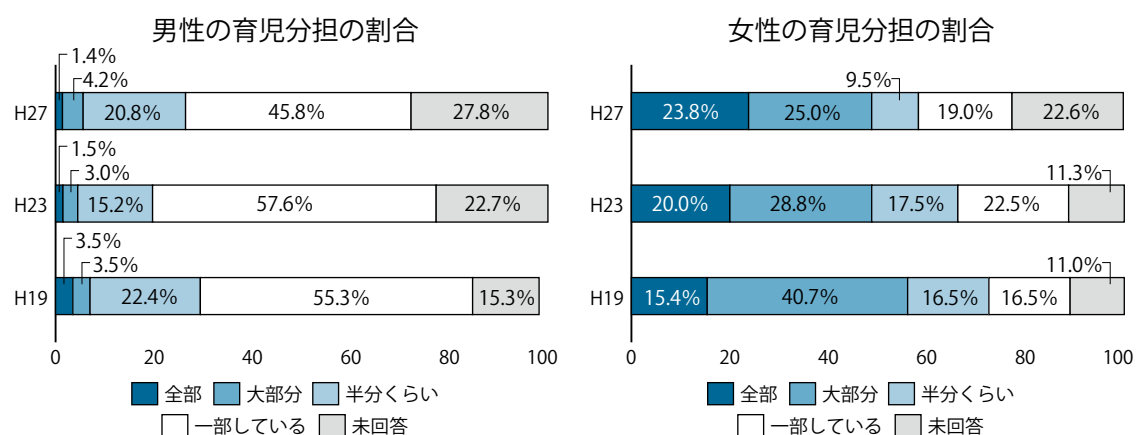
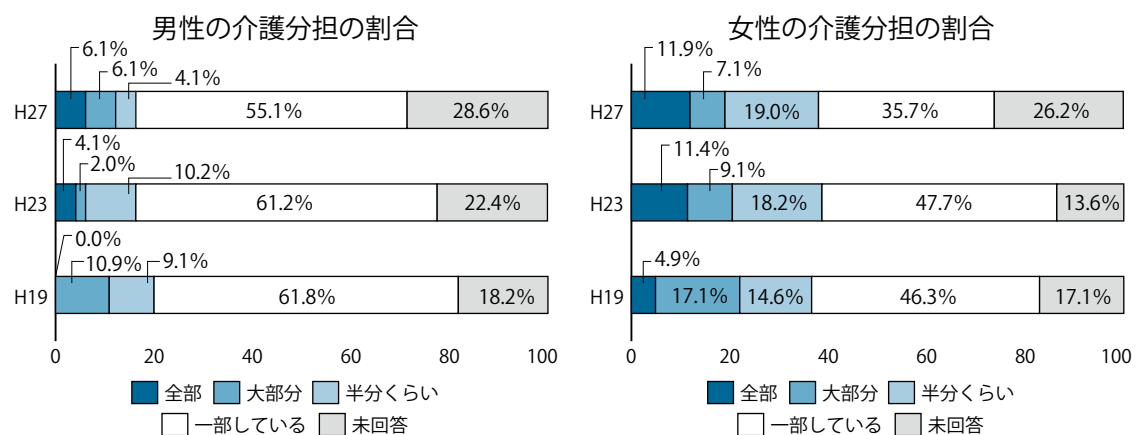


図5 男性・女性の介護分担割合（意識調査より）



基本施策

(2) 子育て支援の促進 (女性活躍推進法 市町村推進計画)

■ 施 策 ■

(1) 子育てを支援するサービスの充実

- ① 多様なニーズに対応できるように延長保育、預かり保育、一時保育、病後児保育、放課後児童クラブなど、子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) 育児に関する支援体制の充実

- ① 育児に必要な情報の提供及び相談体制を充実します。
- ② 育児休業制度の啓発活動を行います。

基本施策

(3) 介護支援の促進 (女性活躍推進法 市町村推進計画)

■ 施 策 ■

(1) 介護を支援する制度の充実

- ① 介護に携わる家族等の負担を軽減し、要支援者・要介護者の生活の質が向上するよう、在宅サービスや施設サービス、地域やボランティア等による支援等の充実を図り、介護に携わる家族等の社会参加等につながるよう支援します。

- ② 介護休業制度の啓発活動を行います。

(2) 介護に関する相談体制の充実

- ① 介護と保健、医療、福祉等との連携による地域包括ケアシステムを構築し、介護に携わる家族等を支援するため、相談体制の充実を図ります。

基本施策

(4) 多様な働き方を支援する制度等の普及・定着の促進（女性活躍推進法 市町村推進計画）

■ 施 策 ■

(1) 制度等の普及、定着の促進

- ① 多様な働き方に関する制度等について、広報等により普及を図り制度の定着を図ります。

(2) 労働環境の整備促進

- ① 労働環境の実態の把握や、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。
- ② 企業内保育所の設置に向けた普及活動を行い、安心して働くための環境づくりを促進します。
- ③ 結婚・出産などを機に仕事を中断した男女の再就職への理解を求めています。また、フレックスタイム制、ゆう活※、在宅ワークなどの柔軟な就労形態の普及を図るとともに、能力を高め、職業選択の幅が広がるよう職業訓練等に対する支援を行います。
- ④ 家族で農業経営している農家において、家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定の締結を促進します。

※ ゆう活：7～8月の2カ月間、希望者の就業時間を1時間前倒し、夕方の時間を子育てや趣味に活かす制度。

図6 育児休業制度を利用した人数の推移（事業所調査より）

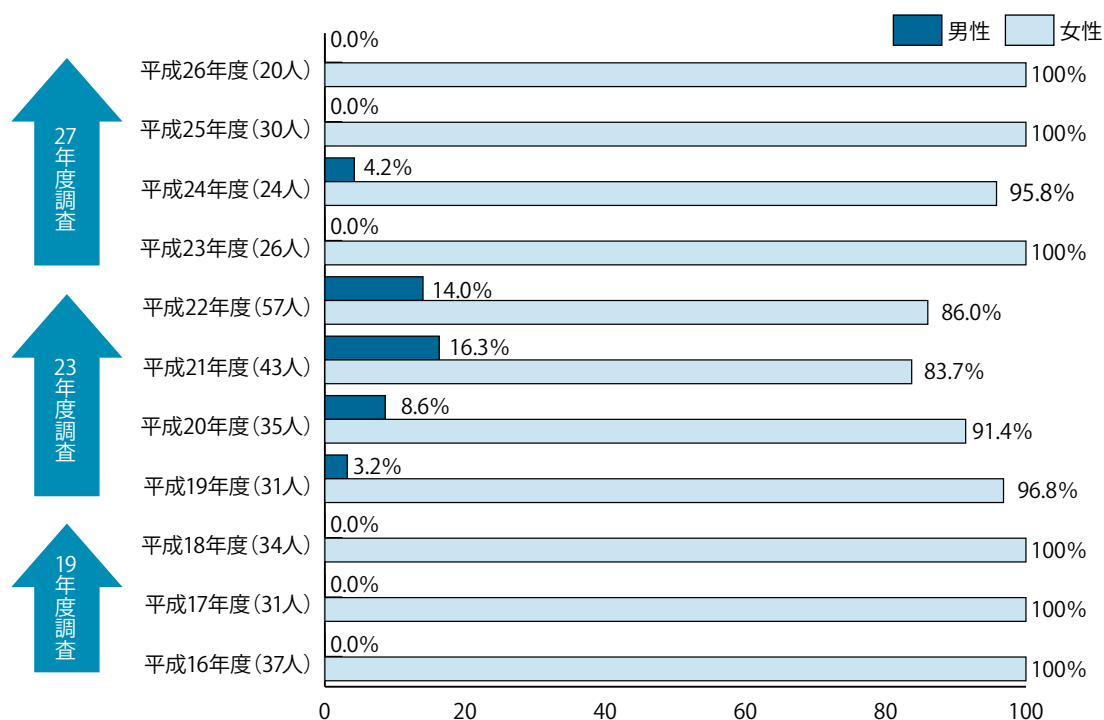
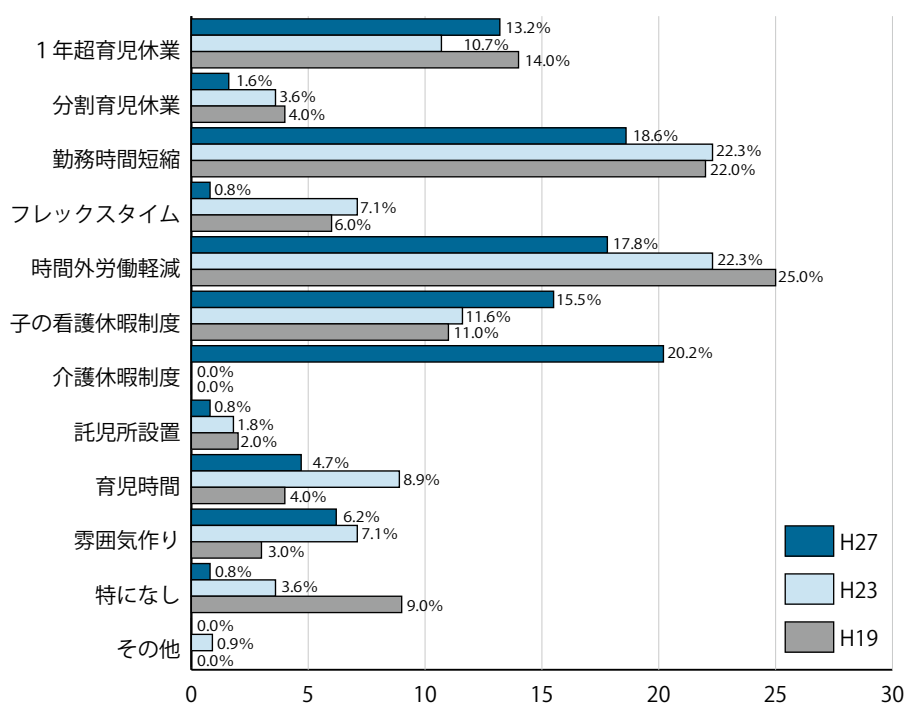


図7 事業所が行っている、家庭での責任を果たしながら働き続けられる取組
＜複数回答＞（事業所調査より）



指針3に対する各主体の責務

【 市 民 】

- ・子育てや介護に関する各種支援制度について、理解し、活用し、協力しましょう。
- ・男女が協力して家事・育児・介護を行いましょう。
- ・男性も、育児・介護休業制度を積極的に利用しましょう。

【 事業者 】

- ・男女とも安心して育児・介護休業制度を利用し、仕事と家庭生活が両立できるよう、職場環境づくりに努めましょう。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができる環境を整備しましょう。

【 指針3 】

仕事と生活の調和
（ワーク・ライフ・バランス）
を図る環境づくり

【 市民団体 】

- ・日頃の活動に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点を盛り込んでみましょう。

【 市 】

- ・男女とも家庭責任を担う意識をもつよう意識啓発を図ります。
- ・子育て、介護の社会的支援の充実を図ります。
- ・市民、事業所に対し、両立を支援する制度の利用促進のため、広報周知を図ります。

施策の指針 4 生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり

■ 目 標 ■

性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、生涯を通じてすべての人が健康で安心して暮らせる社会を目指します。

■ 現状と課題 ■

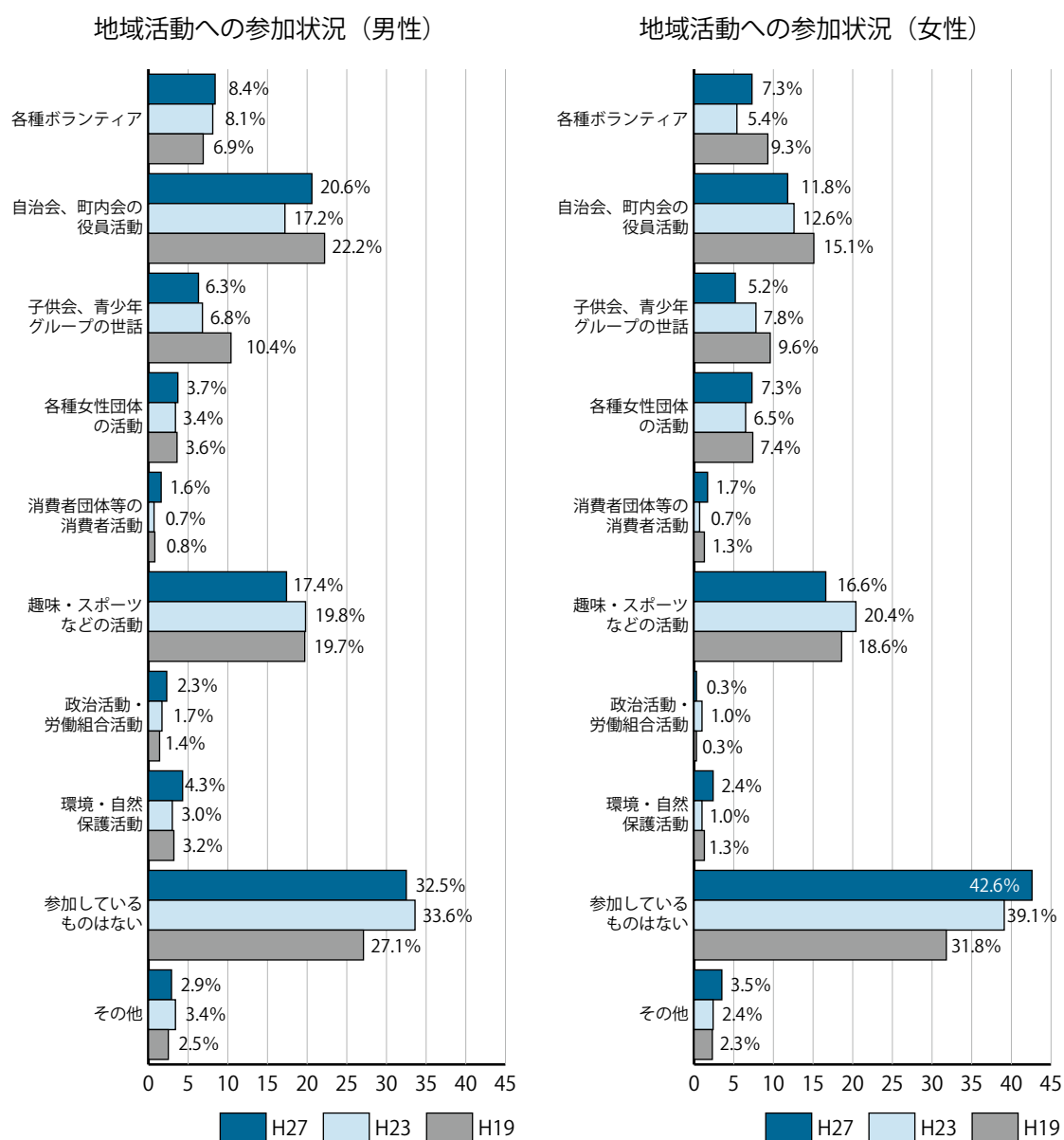
市民の価値観やライフスタイルが多様化する中、より良い地域づくりのために、様々な地域活動等への男女共同参画を推進することが重要です。

意識調査の結果では、女性で地域活動に参加していない人の割合は依然として高くなっており、地域住民が互いにに関わり、協力し合う関係の構築が必要です。

また、誰もが自らの意思であらゆる場面に参画できる社会の実現のために、高齢者や障がい者などに対する支援を継続していくことも必要です。

健康は、一人ひとりが社会の構成員として役割を担い社会参画するための基盤となることから、男女が、それぞれの身体的特徴について理解を深めるとともに、健康づくりを支援し、生涯にわたる心身の健康の維持と増進に取り組むことが重要です。

図1 地域活動への参加状況（意識調査より）



基本施策

（１）地域活動への支援と参画の促進

■ 施 策 ■

（１）地域活動への支援

- ① より良い地域関係をつくるために、地域住民が一体となって行う活動に対する各種支援制度の情報提供などを行います。

（２）地域活動への参画促進

- ① 防犯活動、運動会、各種イベントなど各種地域活動のPRをすることで、地域の男女が共に地域をつくる意識の啓発を図ります。

基本施策

(2) すべての人が安心して暮らせる環境の整備

■ 施 策 ■

(1) 高齢者への支援

- ① 高齢者がいきがいを持ち自立して生活できるよう、高齢者の就業機会の拡大を図るとともに、老人クラブ、公民館活動等への参加によるいきがいづくりを促進します。
- ② 高齢者に対する福祉施策の充実を図り、安心して暮すための支援を行います。

(2) 障がい者への支援

- ① すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を目指し、地域生活支援事業など各種障がい福祉施策を実施し、障がい者やその家族の日常生活・社会生活を支援します。

(3) ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりの推進

- ① すべての人が安全かつ快適に生活することができる社会の実現をめざしたまちづくりを推進します。

(4) 高齢者等の安全・安心の推進

- ① 救急・災害等の緊急時に支援を必要とする人が、迅速かつ的確に支援を受けられるよう要援護者台帳への登録を推進し、消防署等関係機関と情報の共有化を図ります。

基本施策

(3) 性別による身体的特徴を踏まえた 健康な心とからだづくりの支援

■ 施 策 ■

(1) 学校における性に関する教育の充実

- ① 校内における学校保健や性教育に係る指導体制などを充実させ、命を尊重し育む観点から、発達段階に応じた性に関する正しい知識の理解を深めるとともに、また、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動がとれるよう相談体制の充実を図ります。

(2) 健康な心とからだづくりの推進

- ① 性別による身体的特徴や命の大切さなどについての理解を深めるとともに、望まない妊娠や人口妊娠中絶及び性感染症を予防するため、思春期保健教育などを通じた普及啓発を推進します。
- ② 休養・こころの健康・睡眠に関する知識や相談窓口の周知を図るとともに、県と連携した相談体制によりこころの健康づくりを支援します。
- ③ 健（検）診の受診や生活習慣改善への動機づけを図るとともに、市民の健康実態を踏まえ、生活習慣病予防を中心とした子ども・こころからの健康づくり対策を推進します。

基本施策

（４）妊娠・出産等に関する健康相談等の支援

■ 施 策 ■

（１）母子保健事業の推進

- ① 安全・安心な妊娠・出産と健やかな子どもの発達・発育を支援するため、妊婦健診や乳幼児健診、離乳食教室などを通じた支援を行うとともに、保健指導や発達観察相談会等において個々の状況に合わせた継続的な支援を行います。

指針4に対する各主体の責務

【 市 民 】

- ・一人ひとりがユニバーサルデザインの精神でまちづくりを推進しましょう。
- ・健康管理に心がけ、健康に関する講演会や講座などに積極的に参加しましょう。

【 事業者 】

- ・ユニバーサルデザインの視点で事業に取り組みましょう。
- ・職場のメンタルヘルスなど、心身の健康づくりを推進しましょう。

【 指針4 】

生涯にわたり
安心して暮らせる
社会づくり

【 市民団体 】

- ・日頃の活動にユニバーサルデザインの視点を盛り込んでみましょう。
- ・健康に関する講座などを積極的に取り入れましょう。

【 市 】

- ・ユニバーサルデザインの推進に努めます。
- ・生涯を通じて健康に生活できるよう講座の開催や情報を提供します。

● 第4章 ●

指標及び計画の推進

【1】 指 標

本計画の成果を示す総合的な指標として、「社会全体において男女平等と感じる男性および女性の割合を、平成 38（2026）年度までに男女ともに 50.0%以上」と定めます。

指 標 名	現 状	目 標	備 考
社会全体において男女平等と感じる男性および女性の割合	平成 27 年度 (2015) 男性 38.0% 女性 25.6%	平成 38 年度 (2026) 男 女 と も に 50.0%以上	※現状値は、平成 27 年度 市民意識調査の割合

【2】 実施計画書の作成と取り組み

本計画の施策の内容を実現するためには、男女共同参画社会の形成に向けて全庁的に取り組むことはもちろん、市民、事業所、市民団体等との連携を図りながら、推進する必要があります。

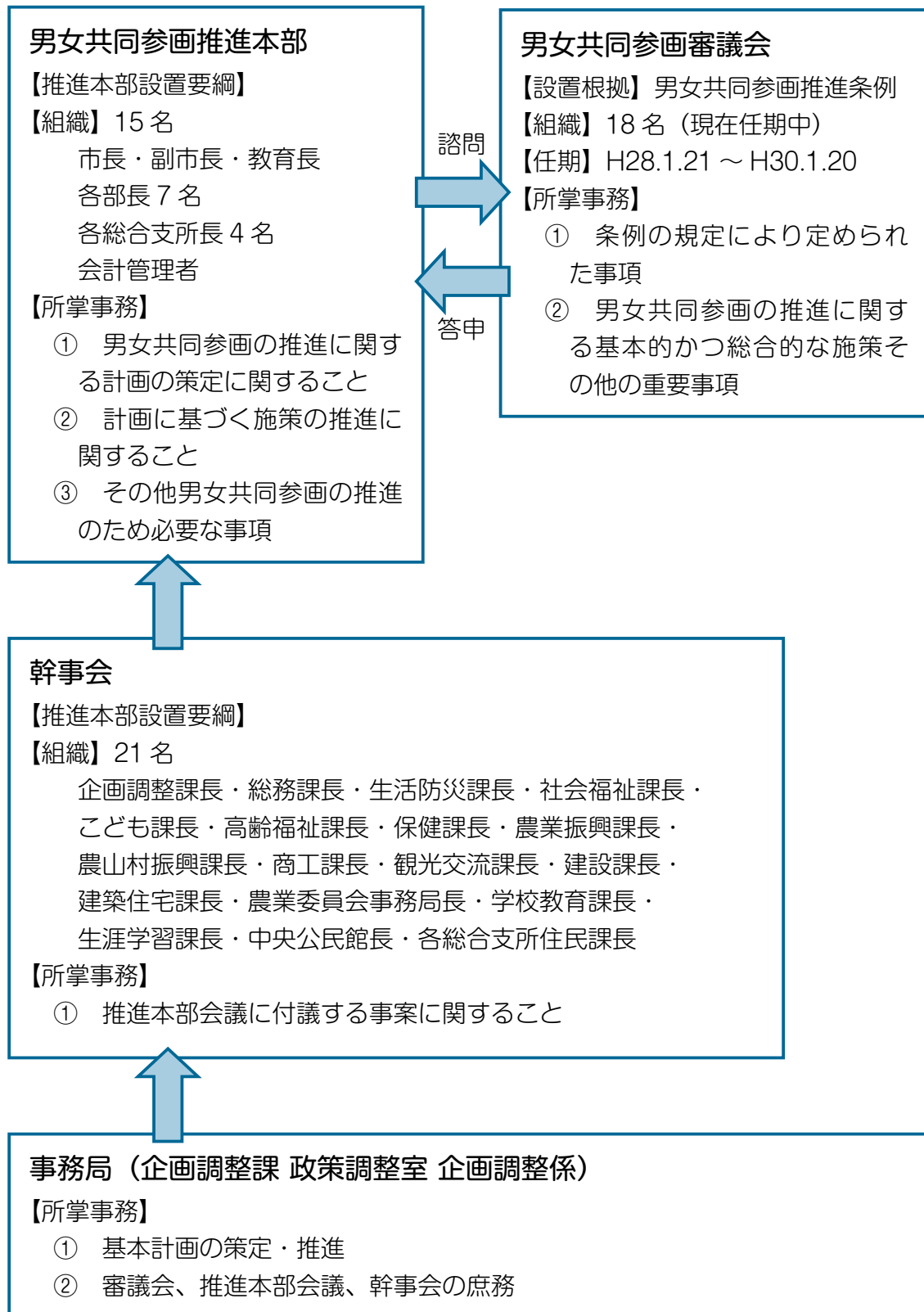
このため、男女共同参画実施計画を前期と後期（各 5 年）に分けて策定することとし、期間中に取り組む事業を定めるとともに、各年度の進捗状況を踏まえ、市民の意見を幅広く取り入れながら、より効果的な取り組みを行います。

なお、目標の中間年度にあたる平成 33（2021）年度に市民意識調査及び事業所調査を行い、見直しを図り後期実施計画を策定します。

【3】 計画の管理

喜多方市男女共同参画審議会を定期的を開催し、計画の進捗状況を報告し、意見を求めながら計画の進行管理を行います。また、市民に対しては取り組み状況や成果を公表することにより、男女共同参画社会の推進への理解と協力を求めています。

【4】 推進体制



● 第5章 ●

資料編

- 喜多方市男女共同参画推進条例
- 喜多方市男女共同参画審議会規則
- 喜多方市男女共同参画推進本部設置要綱
- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 第3次喜多方市
男女共同参画推進基本計画の策定経過

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的な施策（第 10 条—第 14 条）

第 3 章 喜多方市男女共同参画審議会（第 15 条—第 18 条）

第 4 章 雑則（第 19 条）

附則

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が最重要課題として位置付けられている。

また、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が大きく変化する時代を迎えている中、男女が性別にとらわれずに個性や能力を発揮することができ、かつ、男女が互いに支え合う社会の形成が求められている。

しかしながら、実際には、社会のあらゆる分野における方針等の立案から決定までの過程への女性の参画が進んでいない状況にあるなど、いまだに男女の実質的な平等は達成されておらず、さらに男女共同参画を推進することが重要な課題となっている。

こうした状況を認識し、私たちは、男女が互いの違いを認めつつ、かつ、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画することができる社会の実現をめざすことを決意して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任

を担うことをいう。

(2) 事業者 市の区域内において事業を行う営利法人、公益法人、農業、商工業等の個人事業主、特定非営利活動法人等をいう。

(3) 市民団体 地域社会において住民の福祉の向上のための活動を行う自治会、PTA、ボランティア団体その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女が、性別を理由に差別的取扱いを受けないこと、個人の個性及び能力を十分に発揮することができる機会が均等に確保されることその他の個人としての人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定等に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とが両立できること。

(5) 男女が、対等な関係の下に、互いの性別の違いによる身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の健康についての自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

(6) 国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者及び市民団体が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画を推進するための職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 社会のあらゆる分野における性別を理由とする権利侵害及び直接的又は間接的な差別的取扱い

(2) 社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）

(3) 男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、過度の性的表現、性別による固定的な役割分担意識を助長させる表現及び男女間における暴力的行為を助長させる表現を使用しないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的な施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

ため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、喜多方市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（調査研究）

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査及び研究を行うものとする。

（広報活動）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民、事業者及び市民団体の理解を深めるため、広報活動を行うものとする。

（男女共同参画に配慮した教育及び学習の推進）

第13条 市は、学校教育、社会教育その他の教育及び市民の学習の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

（相談の受付等）

第14条 市は、市民が性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された場合は、その相談を受け付けるものとする。

2 市は、前項の規定による相談を受け付けた場合には、関係機関と連携をとり、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 喜多方市男女共同参画審議会

（設置）

第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、喜多方市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第16条 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策その他の重要事項を審議する。

（組織）

第17条 審議会は、委員18人以内で組織し、男女の委員のそれぞれの数は、同数

となることを原則とする。

- 2 委員は、市議会の議員、関係団体の代表者、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市長が適当と認める者のうち一部を公募することができる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、旧喜多方市男女共同参画推進条例（平成16年喜多方市条例第2号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

喜多方市男女共同参画審議会規則

平成 18 年 1 月 4 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、喜多方市男女共同参画推進条例(平成 18 年喜多方市条例第 5 号)第 18 条の規定に基づき、喜多方市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会には、会長 1 人及び副会長若干人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちから会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期終了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集するものとする。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の意見の聴取等)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

(審議会の招集の特例)

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成 27 年 3 月 24 日規則第 5 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

喜多方市男女共同参画審議会委員

区 分	氏 名	対象とする団体等	備 考
産 業	庄 司 恵 子	会津よつば農業協同組合	
	佐 藤 洋 子	会津喜多方商工会議所	
保 健 福 祉	小 林 幸 助	喜多方市社会福祉協議会	
	星 朋 子	きたかた子育てサポート・センター	
労 働 行 政	齋 藤 敏 彦	会津労働基準監督署喜多方支署	
教 育	二 瓶 悦 子	喜多方市校長会	
男女共同参画	五十嵐 健 展	喜多方市男女共生のつどい実行委員会	副会長
地 域	今 井 輝 雄	喜多方市行政区長会連合会	
	佐 藤 周一郎	会津喜多方青年会議所	
学 識 経 験 者	山 崎 信 子	喜多方市社会教育委員の会議 議長	会長
	生 江 恭 子	元社会教育委員	
市 議 会 議 員	関 本 美樹子	喜多方市議会	
公 募	岩 淵 法 子		
	川 口 萌 葉		
	長瀬谷 百合子		
	夏 井 洋 子		
	小 澤 貴 子		
	唐 橋 やす子		

喜多方市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画の推進を図るため、喜多方市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する計画の策定に関すること。
- (2) 前項に規定する計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進のため必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の会議に付議する事案について協議・調整する。
- 3 幹事会の組織は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、企画調整課長をもって充てる。

- 5 幹事会に副幹事長を置き、副幹事長は、幹事の互選により選出する。この場合において、副幹事長は女性幹事の中から選出するよう努めるものとする。
- 6 幹事長は幹事会を代表し、会務を総括する。
- 7 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、または、幹事長が欠けたときはその職務を代理する。
- 8 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

○ 推進本部

職 名	備 考
市 長	本 部 長
副 市 長	副 本 部 長
教 育 長	
企 画 政 策 部 長	
総 務 部 長	
市 民 部 長	
保 健 福 祉 部 長	
産 業 部 長	
建 設 部 長	
熱塩加納総合支所長	
塩川総合支所長	
山都総合支所長	
高郷総合支所長	
会 計 管 理 者	
教 育 部 長	

別表2

○ 幹事会

職 名	備 考
企 画 調 整 課 長	幹 事 長
総 務 課 長	
生 活 防 災 課 長	
社 会 福 祉 課 長	
こ ど も 課 長	
高 齢 福 祉 課 長	
保 健 課 長	
農 業 振 興 課 長	
農 山 村 振 興 課 長	
商 工 課 長	
観 光 交 流 課 長	
建 設 課 長	
建 築 住 宅 課 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	
学 校 教 育 課 長	
生 涯 学 習 課 長	
中 央 公 民 館 長	
熱塩加納総合支所住民課長	
塩川総合支所住民課長	
山都総合支所住民課長	
高郷総合支所住民課長	

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 2 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
- 第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）
- 第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
- 第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）
- 第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
- 第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
- 第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援す

るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 1 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 2 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の

任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日〔平成 13 年 1 月 6 日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 〔略〕

2 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 ～ 10 〔略〕

11 男女共同参画審議会

12 ～ 58 〔略〕

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。
〔後略〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行わなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行わなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、

女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び、都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（事項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善す

べき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めることにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第 3 項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第 4 項から第 6 項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第 9 条 厚生労働大臣は、前項第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の更正労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第 10 条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第 20 条第 1 項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、

第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 認定中小事業主団体の更正員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び事項において同じ。）が、当該認証中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第411号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「認証中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般財団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人数、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の

業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 14 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 15 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府命令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析

した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択にしするよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置とあわせて、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実

施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 19 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 20 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が果实的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 1 一般事業主の団体又はその連合団体
- 2 学識経験者
- 3 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に央した女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- 2 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 2 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- 3 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
- 2 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 3 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰則金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、交付の日から施行する。ただし、第 3 章(第 7 条を除く。)第 5 章(第 28 条を除く。)及び第 6 章(第 30 条を除く。)の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その失力を失う。

- 2 第 18 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 24 条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前項第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。
別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
------------	--

第3次喜多方市男女共同参画推進基本計画の策定経過

月 日	会 議 等	内 容
27.10～11	市民意識調査及び事業所アンケート実施	
28.5. 20 6. 22	男女共同参画推進本部幹事会 男女共同参画推進本部会議	男女共同参画審議会提出議案の調整 ・ 実施計画進捗状況報告（H25～27） ・ 基本計画策定方針 ・ 市民意識及び事業所アンケート調査結果
28.8.19 8.26	男女共同参画推進本部幹事会 男女共同参画推進本部会議	男女共同参画審議会提出議案の調整 ・ 基本計画骨子案
28.11.16	男女共同参画審議会	・ 市長から審議会へ基本計画策定を諮問 ・ 実施計画進捗状況報告（H25～27） ・ 基本計画策定方針の説明 ・ 基本計画骨子案
28.12.14 29.1.12 29.1.20	男女共同参画推進本部幹事会 男女共同参画推進本部幹事会 男女共同参画推進本部会議	男女共同参画審議会提出議案の調整 ・ 基本計画素案
29.1.25	男女共同参画審議会	・ 基本計画素案の答申について審議
29.1.29	男女共同参画関連講座	・ 基本計画案を説明
29.2.7	審議会から市長へ基本計画素案について答申	
29.2.15～	基本計画案の公表とパブリック・コメントによる意見募集 （3月16日まで）	
29.2.26	男女共同参画関連講座	・ 基本計画案を説明

喜多方市企画政策部企画調整課企画調整係

〒966-8601 喜多方市字御清水東 7244 番地 2 TEL 0241-24-5209 FAX 0241-25-7073

ホームページ <http://www.city.kitakata.fukushima.jp/>

E-mail kikaku@city.kitakata.fukushima.jp